

移転登記

※下記の内容で申請される場合は、申請前に一度ご相談ください。

(5) 特定の増改築等がされた住宅を取得

必要書類	原本・写しの別	提示・提出の別	備考
住民票(転入手続後のもの)	どちらでも可	提示	やむをえず転入手続き前(入居予定)の場合は必要書類が増えます。 (7)参照
登記事項証明書	どちらでも可	提示	①家屋の所在地②家屋番号 ③家屋の種類④構造、床面積 ⑤建築(新築)年月日 が記載されているもの
増改築等工事証明書	どちらでも可	提出	「特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減の特例用」のもの
【売買の場合】 売買契約書	どちらでも可	提出	家屋(建物)譲渡額が記載されているもの
【競落の場合】 ・代金納付期限通知書(物件目録付き)	どちらでも可	提出	契約日と取得日が異なる場合は併せて登記原因証明情報等を提出

追加書類(7号工事に要した費用の額が50万円を超える場合のみ)

7号工事に係る既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類(「保険付保証明書」)	どちらでも可	提出	※4
--	--------	----	----

追加書類 (昭和56年12月31日以前に建築されたものの場合)

3 点 の う ち い ず れ か	・耐震基準適合証明書	どちらでも可	提出	※1 ※2
	・住宅性能評価書	写し	提出	※3
	・保険付保証明書 (既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証明する書類)	どちらでも可	提出	※4

注意事項

- ※1 耐震基準適合証明書は、建築士(建築士事務所に属する建築士に限る)、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人が発行するものであること
- ※2 耐震基準適合証明書は、当該家屋の取得の日より前(同日不可)かつ2年以内に当該証明のための家屋の調査が終了したものに限り
- ※3 住宅性能評価書は、当該家屋の取得の前2年以内に評価されたもので、耐震等級に係る評価が等級1、等級2、又は等級3であるもの
- ※4 既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類は、当該家屋の取得の日より前(同日不可)かつ2年以内に締結されたものであって、